

第3回あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会 議事概要

2021年2月17日（水）

本庁舎 6階 正庁

1 開会

2 あいさつ

（服部福祉局長）

- お忙しいなか、第3回策定検討委員会にご出席いただき感謝申し上げます。本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じての開催となり、オンラインでご参加の委員もいらっしゃるので、よろしくお願ひしたい。
- 12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、30件を超える御意見をいただいた。本日は、パブリックコメントでいただいた御意見の反映や所用の修正を加え、ビジョンの最終案を用意した。
- 本日の会議等を踏まえ、今年度内には、知事を本部長とする健康福祉ビジョン推進本部に諮り、正式決定、公表する予定。
- 委員の皆様方それぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見を願ひする。

（後藤座長）

- 委員の皆様方にはお忙しい中、参集いただき感謝申し上げます。
- 本日は、第3回の策定検討委員会の開催となる。
- 前回の検討委員会では、ビジョンの素案について、意見交換を行った。
- 皆様方のご意見をふまえ素案を修正後、パブリックコメントを実施し、事務局において最終案がとりまとめられた。
- 本日も活発な意見交換ができればと思う。

3 議題

（1）「あいち福祉保健医療ビジョン2026（仮称）」の策定について

事務局から資料1～5について説明

（後藤座長）

- ここからはビジョン案について意見交換をしたい。感想等含めて意見を願ひする。

（佐々木委員）

- パブリックコメントの意見20番、受動喫煙防止について。前回の会議で意見を申し上げ、その際にはさらりとかわされたが、しっかり問題意識を持ち、意見を提出される人がいるのをすごいと思った。ビジョンは修文しないとのことだが、2つ気付い

たことがある。

- 議事堂の喫煙室内にアルコール消毒液をおいてあるとのことだが、アルコール消毒液は火気厳禁。安全上大丈夫なのか。
- パブリックコメントの意見中で県内市町村の議会の状況が記載されており、私も調べてみた。全国の都道府県議会で完全禁煙は 26。市議会では 98%に喫煙部屋はない。国会には 79 室あるらしい。
- 全国の状況を色で表すマップがあるが、愛知県は、県議会および 3 市議会で喫煙室があり、地図上真っ赤。愛知県は全国で最悪の状況といえる。全国では喫煙室がない、もしくは少ない白やピンクも多いなかで、それでいいのだろうか。
- 法の趣旨を理解して範を示す立場である議員が自由にタバコを吸える環境にある一方で、職員や来庁者は雨風や寒い中でも屋外で喫煙している。ビジョンと関係なしに、この状況はよいのか。せめて他の県並みになるとよい。

(近藤委員)

- 資料 1 の 68 ページの入退院に向けたルールづくりの支援について。東郷町でも退院後の高齢者に寄り添った支援のため、豊明市とともに進めている。県の行うルールづくりはどのようなことをするのか。

(事務局)

- これまで地域包括ケアの相談窓口や研修でご協力いただいた国立長寿医療研究センターと連携して行うもの。医療圏ごとにルールをつくるのが効果的だろうということで、2つの医療圏で実施予定。医療介護関係者で検討を進めていくが、短期間でできるものではなく、3年間のモデル事業を予定している。なかでも、地域のケアマネージャーの意見集約や、ルール策定後の運用や見直しの必要があるので、ケアマネージャーの組織化をしていきたい。

(後藤座長)

- さきほどの佐々木委員のご意見に対し、事務局からコメントがあればお願いします。

(事務局)

- パブリックコメントや佐々木委員のご意見のように、様々な意見がある。非喫煙者はたばこの煙に気分を害するし、喫煙者はいかに迷惑をかけずに吸うかが重要となる。まずはしっかり分煙をし、今回の法改正に基づき対応を進めていきたい。

(佐々木委員)

- しっかり分煙すればよいというのは理解するが、県庁も市役所も建物内に喫煙室はない。企業も同様。これらの建物内で喫煙が可能なら議会に喫煙室があることも理解できるが、なぜ議員だけが優遇されるのか。偉い人ほど一般の人のことを理解してい

ない。喫煙政策でも同様のことが言える。この事実を知らない人も多いのではないか。

(事務局)

- 委員の御発言の趣旨は我々も承知している。
- 法的には施設の分類があり、行政の建物と議会の建物とは区分が異なるが、区別があってはならないと考えるので、御意見を踏まえ今後の検討課題としたい。

(佐々木委員)

- 行政と議会が異なるということだが、世の中の趨勢としては、行政機関という考え方で禁煙としているところが多いのではないか。国会は行政機関でないから、ということではなかなか理解を得られないと思う。

(後藤座長)

- パブリックコメントや委員からこうした意見が出たということを議会に伝えることが重要であり、県議会にとっても大切なことではないか。

— 野田委員 オンライン参加—

(後藤座長)

- 野田委員が参加された。現在意見交換中だが、御意見等あれば願います。

(野田委員)

- 遅参をして申し訳ない。
- 現時点で私から申し上げることは特にない。

(原田委員)

- 名称変更について、包括的な支援をしていくという意味で、こちらの方が分かりやすく、バランスもとれていると思う。
- 27 ページに記載があるが、重層的支援体制を県内市町村でどう整備していくかが重要な課題となる。数値目標が 2026 年に 20 市町村とあるが、これだけ大事な事業が県内 20 市町村でよいのか、もう少し高い目標を掲げ、県として支援していただく必要があるのではないか。
- 本文の 27 ページには、「必要な助言、情報の提供等を行い」とあるが、重層的支援体制の整備は任意事業であるので、これだけでは市町村ではなかなか進まない。必要な研修や県において推進体制をつくるといったこともある。愛知県では地域包括ケアの評価指標を作っているが、重層的支援体制についても評価指標をつくるなど、できるだけ早く全市町村で実施できるように県として支援していくことが必要と考える。

(事務局)

- 重層的支援体制構築市町村数の目標は当面の目標であり、県内全市町村に広げていきたい。好事例、取組の紹介のほか、研修を通じて担い手の育成にも取り組んでいく。新たに創設された国からの交付金も活用し実効的な取組が行われるよう取り組んでいきたい。

(大竹委員)

- 最終案について基本的には賛同する。
- 企業、事業者という表現について確認したが、2か所、確認・検討をお願いしたい。
1点は、本文 p54 の下から 6 行目に「商工会議所等の経営者団体」とあるが、「経営者」ではなく「経済団体」としていただけるとありがたい。経営者団体としては、経営者協会等があり、商工会議所としては経済団体の表現が一般的。
- 2 点目は、概要版 p3 「(適正な事業運営の確保等) 事業者への指導・監査」とあるが、本文では p32 に、指導・監査の他、情報提供や制度の周知、利用促進等について記載がある。概要では、指導・監査のみの記載で表現が強すぎるように感じるので、記載を工夫いただきたい。

(事務局)

- 御指摘をうけ、文言を修正したい。

(市野委員)

- 2 点確認したい。
- p34～35「地域を支え活躍する人づくり」に、「NPO」「NPO 法人」の両方の記載がある。NPO は任意団体、NPO 法人は、認証され、法人化した団体という意味だと思うが、この場においては、その違いが分かりにくい。NPO 法人は、県の社会活動推進課の所管だが、法人格のない NPO は各市町村市民活動支援センターが管轄。以前は、市民活動支援センターに対する県の支援があったように思うが、近年は、市民活動支援センターを管轄する市町村の担当課と県担当課の連携が見受けられない。また、市民活動支援センターへの支援として、人材育成等の研修やセンター間の情報交流、といった機会が減少しているように感じている。せつかく p35 に「地域づくりを担う団体への支援」とあり「NPO に対し」とあるので、市民活動支援センターへの支援、あるいは、NPO を支援する中間支援 NPO への支援についても、工夫して、記載していただけるとありがたい。
- 各市町村の介護保険事業計画推進委員の会議でも、介護職員の確保という方向性は出されているが、確保の手法が明確になっていないのが気になっている。ビジョンの目標値にある、介護職員の確保数は、施設を合わせたの数だと思うが、実際には、訪問介護の職員数が激変しており、現場は人材確保に苦労している。在宅支援の訪問介

護員なのか、施設職員数なのかを、分けて書いていただけると分かりやすいのではないかと。また、訪問看護も、職員数が少なく、拠点数も地域によって偏りがあるので、訪問看護についても、指標があるとよいのではないかと。

- p34～35「地域を支え活躍する人づくり」に、「NPO」「NPO 法人」の両方の記載がある。NPO 法人は、認証されているという意味だと思うが、NPO 法人なのか NPO なのか分かりにくい。NPO 法人は、県の社会活動推進課の所管だが、法人格のない NPO は各市町村市民活動支援センターが管轄。以前は市民活動支援センターへの県の支援があったように思うが、近年、市町村の市民活動支援センターと県の連携が見受けられないのと、市町村市民活動支援センターへの支援や研修、人材育成等が減少しているように感じている。せっかく p35 に「地域づくりを担う団体への支援」とあり「NPO に対し」とあるので、市民活動支援センターへの支援、NPO に対する中間支援的な立場への支援について記載を工夫していただけるとありがたい。
- 各市町村の介護保険や医療計画関係の会議でも、介護職員の確保という方向性は出されているが、確保の手法が明確になっていないのが気になっている。ビジョンの目標値にある介護職員の確保数は、施設を合わせての数だと思うが、実際にアンケートをとると、訪問介護の職員数が激変しており、現場は苦勞している。在宅支援の訪問介護員なのか施設職員数なのか分けて書いていただけると分かりやすいのではないかと。訪問看護も、職員数が少なく拠点も地域によって偏りがあるので、訪問看護についても病院数にあわせて指標があるとよいのではないかと。

(事務局)

- 市民活動支援センターへの支援については、社会活動推進課に確認したい。
- 指標の介護職員確保数について、ビジョンは福祉・保健・医療の横断的な大きな方向性を示すものであり、指標についても絞り込んだものとなっている。介護に関連する職員数については個別計画の記載も確認するが、幅広い分野を取り上げるビジョンで個別分野の細かい対応までは難しく、今回の指標については本案のとおりとさせていただきます。

(加藤委員)

- 地域包括ケアの推進のため連携を図っていく際に ICT が重要になってくると思うが、その際に専門家が入って進めていくのかをお聞きしたい。

(事務局)

- 地域包括ケアに関連して記載のある ICT については、例えば「電子@連絡帳」など、在宅医療と介護の連携のため関係者が情報共有できるよう始めたもの。各地区医師会や市町村が中心となつてつくっているが、介護保険以外に拡充している地域もあ

るので、先進的な取組を参考に地域の機能を充実していただきたい。各地域で専門家も入って広がっていくものと考えている。

(野田委員)

- 加藤委員の御発言に関して、実際に ICT を構築する際には、専門的な人が必要。運用の段階では、スマートフォンの操作と同じような感じとなるので、使い始めれば問題ない。トラブル時や新機能の構築時には、SE のサポートが必要であり、人材育成が必要。

(後藤座長)

- 他に御意見もないようなので、意見交換は終了としたい。
 - 本日の会議、社会福祉審議会の御意見を踏まえ最終案を整理し、県の健康福祉ビジョン推進本部に諮ることとなっている。最終案の調整については、私に一任いただくことでよいか。
- 委員 異議なし —
- 8 月以降、貴重な意見をいただき感謝申し上げます。今後は、ビジョンが着実に推進されるようお願いしたい。私どもも、協力できるところはしていきたい。

(事務局)

- 本日の議事概要は、県のホームページに掲載予定。3 月の策定時には、改めてご報告申し上げます。

(服部局長)

- 昨年 8 月の第 1 回策定検討委員会から 3 回にわたり、お忙しい中会議にご出席いただき、御意見、御助言をいただき感謝申し上げます。
- コロナ禍で、福祉・保健・医療分野の施策の重要性は、ますます大きくなっていくが、市町村、関係団体、NPO など様々な方々と連携、協力しながら各分野の施策の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進していきたい。
- 委員の皆様方には、新しいビジョンの推進に向け、引き続きの御指導、御支援をお願いしてお礼の言葉としたい。

閉会